施行規則第9条の3第2号(附則第13条第3号の規定により準用する場合を含む。)及び第10条の12の2第2号(附則第19条第3号の規定により準用する場合を含む。)に規定する事項に係るインターネットでの情報公開報告書

公開事項	更新すべき場合	公開開始・変更の時期	変更の内容
【法人】法人に関する次に掲げる事項(①, ④, ⑥の変更は履歴	歴を含む)		
①名称		(開始)	
②事務所又は事業場の所在地 ③設立年月日	変更の都度 ⑤は年1回以上	(変更)	
		(最終変更)	
		(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
		(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
④資本金又は出資金		(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
⑤代表者, 役員, 使用人の氏名及び就任年月日		(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
⑥事業の内容(他の産業廃棄物処理業の許可内容を含む)		(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
【個人】氏名、住所及び事業の内容(事業内容を変更した場合は、その履歴を含む) 【法人・個人】事業計画の概要(他の産業廃棄物処理業の許	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
可を受けている場合は、これら許可に係る事業に関するもの を含む)	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
【法人・個人】産業廃棄物収集運搬業・処分業, 特別管理産業 廃棄物収集運搬業・処分業の許可証の写し	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
法人・個人】事業の用に供する施設			
①運搬施設の種類,数量,運搬車の低公害車の導入状況	年1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
②積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積替えの保管上限 (石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、石綿含有産業廃棄物に係る事項を含む)		(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
	上	(取作及义)	
(広大・個人) 直前3年前の各方の事業有から引展して受けた。 ①産業廃棄物の種類ごとの受入量(石綿含有産業廃棄物	■未廃来物口 	(884/4)	
が含まれている場合は、石綿含有産業廃棄物に係る事項を含む)	-1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
②産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量		(最終変更)	
		(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
【法人】直前3年の各事業年度における貸借対照表, 損益計算書,株主資本等変動計算書及び個別注記表	少なくとも定時株 主総会の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
【法人・個人】事業者がその産業廃棄物の運搬を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
【法人・個人】業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度(人員 配置は1年に1回 以上)		
		(開始)	
		(変更)	<u> </u>
		(最終変更)	
【法人・個人】事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係 を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場	変更の都度	(開始)	
合は公開の頻度		(変更)	
	1	(最終変更)	

注) 該当するホームページの印刷物を添付すること(いずれも日付が明示されたもの)

※広島県及び他の都道府県等で認定済の場合は、添付書類省略申立書(様式第4号)及び当該許可証の写しの提出により、当該認定が行われた日後の 状況についてのものとすることができる。